

坂の上ファミリークリニック訪問リハビリテーション事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団心が開設する坂の上ファミリークリニックが行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士等（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、又は作業療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 訪問リハビリテーションの提供にあたって、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。

3 介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地、連絡先は次のとおりとする。

名称 坂の上ファミリークリニック訪問リハビリテーション事業所

所在地 〒433-8113 静岡県浜松市中央区小豆餅4丁目4-20

連絡先 TEL 053-416-2000 FAX 053-416-2010

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務その他の管理を一元的に行うものとする。また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士及び作業療法士 1名以上

理学療法士、作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を行う。

ただし、必要に応じ前述の員数以上の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び年末年始を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(事業の内容)

第6条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、必要なりハビリテーション、指導を行う。また、目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域は、実測片道15km圏内とする

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(苦情処理)

第9条 管理者は、サービスの提供に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡等の措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的な開催を行い、結果についての職員への周知徹底をはかる。
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等に関する事項)

第12条 事業所は、身体的拘束等の適正化の推進のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対し、事業を継続するため及び非常時の早期の業務再開を図るための計画を策定し、それに従い必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3カ月以内
- (2) リハビリカンファレンス 月1回 その他 随時勉強会開催

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団心と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年年6月1日から施行する

令和6年4月1日 改定施行

令和8年7月1日 改定施行